

## 【Q&A】

### 事業関係

Q.フリーマーケット等の利益が発生する事業でも問題はないですか。

A.問題ないです。

ただし、収支予算書内で事業収益として記載は必要です。

Q.事業が天候や感染症拡大等のやむを得ない理由により事業の中止を決定しました。その場合は中止届が必要でしょうか。また、中止により補助金の交付もなくなった事で別の事業で再申請は可能ですか。

A. やむを得ない理由による事業の中止でも、補助事業計画変更承認申請書(第6号様式)の提出が必要です。

また、補助金額の交付取りやめになった事による別事業での再申請は可能です。ただし、1度目と同じ手順で申請をしていただく必要がありますので事業開始前に必要書類を準備した上で改めて申請をお願いします。団体規約や団体名簿等、1度目の申請時と変更がない書類の再提出は不要です。

Q.自治会のお祭り等へ参加した場合の費用は補助対象事業に入りますか。

A.補助対象事業には該当しません。

活動団体の紹介や普段の活動を披露する等の事業は補助対象事業にはなりません。

また、依頼されて出場するような事業についても補助の対象とはならず所属団体が主催する事業において補助を行います。

例)子ども対象のお絵描き教室・大人対象の初めての楽器演奏体験等

Q.市内で行う活動のみが補助対象事業となりますか。

A.市外・県外で開催される事業についても補助対象事業となります。

ただし、交付要綱上香芝市民を対象としている事が条件となりますのでご注意ください。

### 申請関係

Q.対象経費の保険料について、年間で保険料を契約しているが対象にならないですか。

A.年間契約の場合でも、補助対象事業も契約内容に含まれている場合は対象経費となります。

保険内容書類を確認し対象かどうか判断させていただきます。

ご不明な場合は、申請前に生涯学習課までご相談ください。

Q.活動報告書とはどのようなものですか。

A. 年間事業報告書等を作成している場合は、そちらを提出してください。

ない場合は、日にち・事業名・内容・場所がわかるような書類を作成して提出してください。

Q.補助金申請は毎年可能ですか。

A.毎年申請可能です。

ただし、交付要綱上定めているとおり自主財源を確保した上で事業を行うことが前提です。

Q.補助金の申請は個人からは出来ないのですか。

A.個人からの申請は出来ません。

本補助金は団体が主催する事業に対して支払われる補助金となります。

Q.交付決定通知はいつ頃送られてきますか。

A.申請書受領後、交付決定の有無について送付に1週間程度時間を要します。

その為、事業実施日が近い団体は計画が決まり次第早めの提出をお願いします。申請期限は原則実施日の2週間前までとしている為、それ以前の申請はいつでも受付可能です。

#### 支出関係

Q.商品購入時、ポイントで支払いをした場合は対象経費となりますか。

A.対象外です。

ポイントを会計時に使われた場合、ポイントでの支払額を除いた額が、補助対象額となります。

Q.クレジットカードや電子決済で購入してもいいですか。

A.可能です。

ただし、現金購入時と同様必ず領収書が添付出来る場合のみ補助対象となります。請求書の宛名は必ず正式な団体名称としてください。個人名の場合は、対象外経費となります。商品の配送先等は個人でも構いません。

Q.領収書がない場合、請求書でも証拠書類となりますか。

A.証拠書類にはなりません。

支払いが完了した事がわかる書類がない場合、補助対象外となります。

Q.複数の経費を一括した領収書で貰いました。内訳が書いていないですが支出証拠書類になりますか。

A.領収書だけでは支出証拠書類にはなりません。

一括領収証の場合、対象となる品目及び金額が判別できる納品書や発注書などの代用書類の提出を併せて提出していただく必要があります。ご不明な場合は、事前に生涯学習課までご相談ください。

